宇和島市監査委員公表第８号

定期監査等結果の公表について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年１１月１３日

宇和島市監査委員　　山　田　喜　昭

宇和島市監査委員　　三　曳　重　郎

令和８年度（第１回）定期監査等結果報告

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づく監査

第２　監査の対象

１　対象部局等

建設部（建設課（国土調査室を除く。）、都市整備課、建築住宅課）

２　対象事務

令和７年度の財務その他に関する事務

第３　監査の期間

令和８年９月１日から令和８年１１月１３日まで

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が、法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とした。

第５　監査の実施内容

宇和島市監査基準に準拠し、各課等に対し関係書類の提出を求め、関係書類の検査、照合及び関係職員から説明を聴取する等の方法により監査を実施した。

第６　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、次のとおり一部に改善等を要する事項が認められたので、適切な措置を講じるよう求める。

なお、軽微な事項については、監査講評等において速やかに改善を図るよう指導しているため、記載は省略した。

１　建設部建設課（国土調査室を除く。）

監査の対象となった事務については、おおむね適正に処理、執行されていた。

２　建設部都市整備課

植栽管理業務委託契約の業務内容の変更において、受注者との協議書や指示書が作成されておらず、変更契約書にも変更後の仕様書等が添付されていない事例などが見受けられたので、適切な事務処理をされたい。

３　建設部建築住宅課

民間賃貸住宅活用事業補助金実施要綱では、補助金の交付を受けることができる期間を賃貸契約が終了する日（更新、転居可能）までとする（同要綱第８条第

1項・第2項）と規定している。また、補助対象者向けに作成された当該補助金の手引には、補助対象者が補助の対象条件を満たす期間は補助金を継続すると記載されている。しかしながら、当該補助金に係る債務負担行為の設定がされておらず、当該補助金を継続することを前提とする制度運用は、予算上の観点から効力のないものである。当該補助制度（要綱、予算及び運用等）を整理した上で、必要な措置を講じていただきたい。

転居者が転居後も安定した生活を維持できることが優先されることは重要ではあるが、現行の制度運用では特定の者に対して、補助期間を定めず長期間にわたり補助金を交付すること、そして補助金の総額が多大になることについて、妥当性や合理性、公平性の観点から検証していただくよう監査委員の意見として要望する。

令和7年度末における市営住宅等の住宅使用料に係る調定額及び収入未済額について、財務会計システムと収納消込システムの合計金額が一致していないことを確認した。これは、令和6年度における過納金51,600円に係る還付未済額を51,400円（△200円）と誤って財務会計処理をしたことによるものであった。このため、令和6年度決算においては収入未済額及び還付未済額が、令和7年度決算においては調定額及び収入未済額が、それぞれ正確な金額より200円少なくなっていた。財務会計処理の修正を行うとともに、今後は財務会計システム及び収納消込システムの金額等を適宜照合する等、適切かつ正確な事務の執行をしていただきたい。

市営住宅の滞納家賃については、「公営住宅等滞納家賃整理マニュアル」に基づき督促状及び催告書の送付等の手続きは行われていたが、これまで和解の申立てや訴訟の提起が行われている事例は確認できなかった。令和7年度末の市営住宅等の滞納家賃は91,255,216円であり、令和8年5月31日時点での滞納者は197人、その内滞納額が100万円以上の者は30人となっている。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものではあるが、高額滞納者や悪質な滞納者等に対しては、入居者の収入状況や事情等を把握した上で、必要に応じて法令及びマニュアル等に基づく和解の申立てや訴訟の提起の手続きを行うよう検討していただきたい。